

令和4年度戎橋公衆トイレデザイン・建築設計公募型コンペティション

質問に対する回答書 (Vol. 2)

令和4年11月9日

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
【参加資格・参加表明手続き等】				
81	実施要領 P5	第3 1 参加資格	(1) で参加者は一級建築士であること、とあるので応募は建築士事務所ではなく、個人単位での応募となると理解してよろしいですね。	応募は個人単位で可能です。 なお、実施設計業務の契約に関しては最優秀案を提案した参加者が所属する一級建築士事務所と契約交渉を行うこととなります。
82	実施要項 P5	1 項(3)	管理技術者とは管理建築士のことでしょうか。	管理技術者は、契約の履行に関して業務の管理及び統括を行って頂く方です。詳しくは建築設計業務委託契約書（案）19条をご参照ください。
	実施要項 P9	オ	管理技術者とは管理建築士のことでしょうか。	
83	実施要領 P5	第3、2 参加 に対する 制限 (2)	参加者が意匠の業務担当を兼任してもよいですか？	可能です。
84	実施要領 P5	第3、1 参 加資格、(4)	主たる事務所の所在地における最近1事業年度の都道府県税等（市町村税を含む）に係る徴収金を完納していること。とありますが、本年（令和4年）に事務所登録をしたため、一級建築士事務所としての税の完納証明がありませんが、本コンペティションに参加可能でしょうか？	参加可能です。

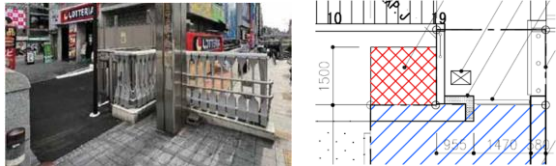
番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
85	実施要領 P5	第 3 、 1 参 加資格、(4)	テレワーク等の関係もあり事務所開設地と異なる都道府県に本社があるため、税を納めるべき自治体と事務所開設地が異なりますが参加可能でしょうか？	適切に納税をされていることが確認できれば可能です。
86	実施要綱 P9	オ. 提出書類 及び提出部 数	一級建築士資格証明書の写しとは、一級建築士免許証明書の写しという認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	実施要領 P10	第 5 2(1)ア⑤	当コンペティションに応募する時点と設計業務の契約を締結する時点で、独立し開業する場合など所属する事務所に変更が生じた場合、契約を締結する対象は契約時の所属事務所でも構いませんか？	最優秀案を提案した参加者が所属する事務所と契約締結の交渉を行うこととなります。
88	様式 5	構成員につ いて	企業に所属していながら、個人として参加したい場合は、「商号又は名称」を個人と記載すればよいでしょうか。その場合の「所在地」は自宅でよいでしょうか。	個人での参加は可能ですが、参加者は（共同応募の場合は代表者）は一級建築士事務所に所属している方を参加資格としていますので、事務所登録の記載は必要です。
89	様式 7	主任技術者	企業に所属していながら、個人として参加する者が主任技術者を担う場合、所属事務所名は個人と記載すればよろしいでしょうか。	（質問番号 88 の回答のとおりとします。）

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
90	様式 2	大阪市入札参加資格承認番号	所属事務所に複数拠点があり、応募者が所属している地域は東京ですが、大阪にも拠点があります。 入札資格が大阪事務所にはありますが、東京事務所にはありません。記入は任意と思われるので、大阪市入札参加資格承認番号は空欄とした方が良いでしょうか。	記入については任意とします。
91	募集要項 P9	第 5.1 (4)	参加資格を有している旨の結果の送付の日時は決定しているか。	受付後審査を行い順次送付します。
【参加者・共同応募者・協力者等】				
92	様式 5	共同応募届出書兼委任状	共同応募の代表者が参加資格を満たしている場合、構成員は一級建築士事務所に属さない個人事業主でも問題ないでしょうか。	一級建築士事務所の登録もしくは一級建築士の登録を受けたものであることの制限はありません。ただし、最優秀案として実施設計時に参加者として設計図書を作成し業務に従事する場合は、建築士法の適用を受けるため資格を求めるほか、積算については積算士の資格を有する者が必要です。
93	実施要領 P5	第 3、2 参加に対する制限 (2)	コンペティション後における協力者の追加又は変更は可能ですか？	(回答書Vol.1 (11月4日公開)の質問番号 7 をご参照ください。)
	実施要項 P9	第 5 手続き (3) 参加表明の受付	業務にあたっては協力者を予定しているが、コンペ時に提出する必要があるか。コンペ後に協力者を追加することは可能か。	
94	実施要領 P5	第 3、2、(2)	協力者は、参加表明後に追加、変更は可能ですか。	(回答書Vol.1 (11月4日公開)の質問番号10をご参照ください。)

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
95	実施要領 P9	第5、1 実施要領の交付及び参加表明、(3)オ 提出書類及び提出部数	協力者通知書に関しまして、参加表明書類提出の後に、協力者を追加することは可能でしょうか。また、追加した協力者が2次審査のプレゼンテーションに参加することは可能でしょうか。	(回答書Vol.1〈11月4日公開〉の質問番号60をご参照ください。)
96	実施要領 P5	2 参加に対する制限(2)	「参加者は、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算～体制を組むことができます。」と記載がありますが、他提案事務所と協力事務所が重複することはよろしいでしょうか。	(回答書Vol.1〈11月4日公開〉の質問番号12をご参照ください。)
97	実施要項 P9	第5、オ 提出書類及び提出部数	様式4 協力者通知書の作成にあたり、協力者について、他参加者との重複での応募は可能でしょうか？	
	実施要領 P5	第3、2、(2)	協力者は他参加者の協力者と重複は可ですか。	
	実施要領 P5	2 参加に関する制限	協力者は、複数の参加者の協力者になることは可能でしょうか。	
	実施要項 P5	協力者について	協力者は、他参加者と被ってもよいですか。	
98	実施要領 P5	第3 2 (2)	参加者に「積算（建築積算士の資格を有する者）」とありますが建築積算士の資格を有する者の参加は必須でしょうか。	コンペ参加時には資格要件は求めませんが、最優秀案として実施設計を行う際は、建築積算士の資格を有する者が必要です。
99	実施要項 P9	第5 手続き (3) 参加表明の受付	協力者には、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算意外に、外構設計者やサイン設計者を追加することは可能か。	可能です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
100	実施要領	第 3-2 参加に対する制限 (2)	参加者は、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算の業務を別途設計事務所に協力者として依頼し、体制を組むことができるとあります。第 1 次審査の評価視点及び第 2 次審査の評価視点には体制に対する評価の記載がないため、体制に関する評価は行わないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
【敷地等】				
101	その他		敷地内で高低差がありますが、基準高さ (GL) はどこにすればよいですか。	(回答書 Vo1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 14 をご参照ください。)
	別添資料 2	敷地案内図、Pic04、Pic11	敷地の GL 設定をご教示ください。	
102	別添資料 2	敷地北側の床幅可能範囲	床仕上げレベル G L + 300 とする、とありますが、G L の基準はどことなりますでしょうか。	
	別添資料 2	G L について	敷地北側の床拡張可能範囲に G L + 300 とありますが、基準の G L ± 0 はどこでしょうか。	
	別添資料 2		床拡張可能範囲について床仕上げレベル G L + 300 と記載があるが、G L ± 0 の基準点はどこか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
102	実施要領 p7 別添資料 2	第 4 の 4 北側の床 拡幅	敷地北側の床拡幅可能範囲について、別添資料 2 に床仕上げレベルは GL+300 とするとあります。 GL+300＝計画敷地のレベル＝前面道路のレベルと考えて問題ないでしょうか。	(回答書 Vo1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 14 をご参照ください。)
	別添資料 2		「敷地北側の床拡幅可能範囲 但し～床仕上げは GL+300」について、GL はどの点を示しているのでしょうか？ OP+〇〇で示して頂けますでしょうか。	
	別添資料 2		敷地北側の床拡幅範囲について、床仕上げレベル GL+300 と記載がありますが、GL とは床拡張範囲の既存床レベルのことでしょうか。	
	別添資料 2		敷地北側の床拡張可能範囲について、GL+300 とは、建設可能範囲の地盤面を基準にした高さと考えればよいか。	
103	別添資料 4	床拡張可能 範囲	GL+300 の『GL』とはどこの高さを基準としているか。 仕上げレベルの『仕上』とは、提案する場合、建築ではない歩道などの仕上の高さを示すか。	(回答書 Vo1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 14 をご参照ください。) 仕上げとは、デッキと歩道橋の間での段差が生じるため、外構計画によりその段差解消について提案を頂くこととなります。
104	別添資料 2	敷地北側の 床拡幅可能 範囲	床仕上げレベルは GL+300 とする、と記載がありますが、赤ハッチのエリアと、ミナミの鐘が立つエリアの間に 300mm の段差ができるという事でしょうか？	拡幅可能範囲にデッキを設置する場合は、デッキ部分とミナミの鐘エリア部分に段差が生じますので段差解消の措置が必要です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
105	別添資料2	敷地案内図	敷地北側の床拡張可能範囲に隣接する、高欄（東面、南面）は撤去可能でしょうか。また、その費用は予定工事費とは別途と考えてもよろしいでしょうか。	（回答書Vol.1〈11月4日公開〉の質問番号18をご参照ください。） 撤去、復旧費用は予定工事費に含みます。
106	別添資料2	敷地案内図	床拡張可能範囲を床として使用する場合、拡張可能範囲東側の手摺及びミナミの鐘南側のL字型の手摺は撤去してよろしいでしょうか。	（回答書Vol.1〈11月4日公開〉の質問番号18をご参照ください。）
	別添資料2		床拡張可能範囲東側の手すりは撤去可能か 	
	実施要領P7	4 留意事項	既存の手摺り等は撤去可能でしょうか。	
	別添資料2		床拡張可能範囲の東側の手摺は撤去可能でしょうか。	
	別添資料2	敷地北側の床拡張可能範囲	東側の手すりは撤去可能でしょうか。	
	別添資料2		敷地北側の床拡張範囲の右側の手すりも撤去可能でしょうか。	
	別添資料2 敷地案内図	設計条件	敷地内の歩道橋の手摺は撤去可能と考えてよろしいでしょうか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
106	資料 2	敷地案内図	敷地北側に床を拡張する場合、拡張可能範囲に接する手摺は撤去可能と見てよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 18 をご参照ください。)
	現地写真		敷地北西付近に東西方向に建っているステンレス手摺は撤去可能か。	
107	別添資料 2	敷地案内図	敷地北側の床拡張可能範囲について、床仕上レベルは GL+300 とするとありますが、GL とは建設可能範囲の現況地盤レベルでしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 21 をご参照ください。)
108	実施要領 P7	第 4、4	拡張可能な敷地北側について拡張が可能なのは、動線で使う場合のみ、ということでしょうか？ 屋根や庇がかかることは許容されますか？	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 23 をご参照ください。)
	実施要領 P6	7 第 4 設計条件 1 敷地条件 4 留意事項	床拡張部分に屋根を計画することは可能でしょうか。	
	資料 2	建設可能範囲について	敷地範囲内の建設可能範囲の北側部分には庇は出してよいのでしょうか。	
	別添資料 2	敷地案内図	敷地範囲内及び床拡張可能範囲内であれば、建設可能範囲を超えて庇や屋根を張り出すことは可能でしょうか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
109	別添資料 2	敷地範囲	建設可能範囲には、柱や壁などの建物を建設可能。敷地範囲には、柱や壁などは建てることはできないが屋根や庇が出ることは可能。以上の理解でよろしいでしょうか。	建設可能範囲はお見込みのとおりです。 敷地範囲については（回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 23 をご参照ください。）
110	実施要領	P14.3 設計業務の契約について	「計画予定地に現存する既存の公衆トイレ」とはどのトイレのことでしょうか。調べると既存公衆トイレは解体、撤去されているようです。	（回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 24 をご参照ください。）あわせて追加資料 3 を提供いたします。
111	実施要領 P14	第 6 3 (2) エ	既存公衆トイレの一部撤去とは、どのようなものでしょうか。	
112	実施要綱 P6	2. 設計と条件	予定工事費には既存建物の解体工事費は含まれていますでしょうか。	
113	現地写真 カメラアングル表示図	P01 敷地案内図および Pic03 敷地を東側よりみる写真	建設可能範囲の西側に面するくぼみのようなラインの記載の工作物、もしくは pic3 に見える鋼製の囲いのような壁がありますが、こちらは何でしょうか。計画の際の取り扱いについて配慮すべき事項があればご教示ください。	
114	別添資料 2	敷地西フェンス	敷地の西側に既存フェンスがありますが、これは道頓堀観光ビルの財産ですか？計画敷地外ですか？	（回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 24・25 をご参照ください。）あわせて追加資料 3 を提供いたします。 なお、既存フェンスについては撤去予定です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
115	別添資料 4 P3	Pic-04 敷地 を南側より 見る	西側フェンスの扱いについて。 西側隣地建物利用者が利用されているようでしたら、今後も利用する前提で設計を進めるべきでしょうか。 また、西側隣地境界に越境物がありますでしょうか。	(回答書 Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号 24・25 をご参照ください。) あわせて追加資料 3 を提供いたします。 なお、既存フェンスについては撤去予定です。
116	別添資料 2 敷地案内 図	設計条件	「道頓堀観光ビル」側の隣地境界線と空きを取らずに建設しても構わないでしょうか。道頓堀観光ビル側に確保すべき窓や出入口は無いと考えてよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号 25 をご参照ください。)
117		敷地の裏側 ビル	裏側ビルとの取合いはどのように考えればよいですか。	
118	実施要領	P7 第 4、 4 留意事項	「～敷地北側に床を拡張することも可」について、床下の活用は可能でしょうか？	(回答書 Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号 29 をご参照ください。)
119	実施要領 別添資料 2	P7, 4 留意事項 敷地北側の 床拡張範囲	「公衆トイレへの出入りのための動線が不足する場合は、敷地北側に床を拡張することも可」とありますが、拡張箇所に建設は不可と考えてよろしいでしょうか。 (動線としての利用のみ可能)。	お見込みのとおりです。
120	実施要項 P7	留意事項	「動線が不足する場合は、床の拡張が可能」とありますが、該当箇所を動線以外の目的で使用することは可能ですか。また下部の倉庫らしき既存物は取り壊し可能ですか。	動線以外の使用は不可です。 下部には、戒橋の配電盤の入口及びミナミの鐘の電源があり、撤去不可です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
121	実施要領	P6.7 第 4 設計条件 1 敷地条件 4 留意事項	床拡張部分に建設は可能でしょうか。可能な場合、建蔽率はどのような扱いになりますでしょうか。	(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 30 をご参照ください。
	実施要領 P7	4 留意事項	敷地北側の床拡張可能範囲に、施設は建築可能でしょうか。	
122	実施要項 P7	第 4 設計条件 4. 留意事項	敷地北側の増床可能エリアには、トイレや手洗いなどの機能を設置して良いか。	
	別添資料 2	資料 2③	北側の床拡張可能範囲に手洗い場を載せても良いか。	
123	別添資料 4 P4	Pic-05	ミナミの鐘の左横にあるポールは何になるでしょうか。また、移動あるいは撤去が可能でしょうか。その場合その費用は予定工事費とは別途と考えてもよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 36 をご参照ください。 予定工事費に含まれます。
	現地写真		ミナミの鐘の南東付近に黒いポールが建っているが、撤去または移設可能か。	(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 36 をご参照ください。
124	実施要領	4. 留意事項	「ミナミの鐘は、敷地範囲内であれば移設することが可能」とありますが、鐘本体を提案建物に取り付けて、支柱は解体するという提案は可能でしょうか。	(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 39 をご参照ください。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
125	実施要綱 P7	4 留意点	ミナミの鐘の移設可能範囲について ・敷地北側の床拡張可能範囲も含まれますか。	含まれます。
	別添資料 2		ミナミの鐘は敷地北側の床拡張可能範囲への移設は可能でしょうか。	可能です。
126	実施要領 P7	実施要領	敷地北側に床を拡張した場合、その工事費用は当該建築物の工事費用に含まれますでしょうか。	含まれます。
127	実施要領 P7	4. 留意事項	「敷地北側に床を拡張することも可とする」とありますが、増床工事を行った場合の既存手摺の撤去等は、本体工事費に含めるものでしょうか。	含めます。
128	別添資料 2	床を作る条件(床拡張可能範囲部分)	床拡張可能範囲部分の設計条件教えてください ・OP+2.65（河川側の床）から鉄骨を立ち上げられますか？ そのとき現物入建具が支障しますが撤去してもいいですか？ ・FH=6.3 ぐらい現況床から側面の鉄骨ブラケットをだしてもいい条件ですか？ ・GL±0 は、計画地のアスファルトですか？	・OP+2.65（河川側の床）からの鉄骨の立ち上げは不可です。 ・下部にある侵入防止用の扉の撤去は可能ですが施工後には同様の侵入防止対策が必要となります。 ・歩道橋側からの鉄骨支持による拡張は不可です。 ・GLについては（回答書 Vol.1 11月4日公開）の質問番号14をご参照ください。）
129	実施要領 P7	4. 留意事項	「敷地北側に床を拡張することも可とする」とありますが、増床可能範囲の直下、リバーウォーク側に柱を落としても良いでしょうか。	リバーウォーク側に柱の設置は不可です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
129	別添資料 2 実施要項 P 7	設計条件	「敷地北側に床を拡張」について、拡張床の下部に柱を立てることは可能でしょうか。	拡張床の下部に柱の設置は不可です。
130	別添資料 2	敷地案内図	敷地北側の床拡張可能範囲には現状道頓堀川のレベルに物置小屋が建っていますが、こちらを撤去して道頓堀川のレベルから床組を建てるような形を想定すればよいのでしょうか。	(質問番号 120・128 の回答のとおりとします。)
131		北側床拡張可能部分の構造は	下部の床からの立ち上げですか。どのように設計に反映すればよいですか。	拡張を行う場合の構造に関する内容については計画で提案して下さい。(質問番号 128 の回答もご参照ください。)
132	別添資料 4	床拡張可能範囲	床の強度はどれくらい確保されているか。	添付資料のみの提供となります。
133	別添資料 2	敷地内案内図	高欄の撤去費用は本工事に含めますか。	含めます。
134	別添資料 2		敷地北東付近に南北方向に 3 本建っているバリカーについて、円滑な動線を確保するために撤去または移設可能か	バリカーの移設は可能ですが、建設局との協議が必要となります。
135	別添資料 2	敷地北側の床幅可能範囲	この部分は現状どのようなになっているのでしょうか。写真では工作物のようなものが見えます。	ごみ等の投棄防止用に柵を設けています。下部には戎橋の配電盤の入口及びミナミの鐘の電源があります。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
136	実施要領 P7	4. 留意事項	「敷地東側の親柱・照明は、撤去不可とする」とありますが、提案建物の外壁面とのクリアランス距離等の規定はありますでしょうか。また、可能なら外壁と接続するなど、親柱と提案建物を一体で計画することは可能でしょうか。	建築可能範囲内で施工可能であれば規定はありませんが、親柱と一体とすることは不可です。
137	別添資料 2	親柱	図面上、親柱の上下の点線は何を表しているのでしょうか。	親柱の照明を表しています。
138	別添資料 1 別添資料 2	敷地範囲	資料 1 と資料 2 で、敷地範囲が異なるように思われます。敷地範囲は資料 2 の、北側 1950 x 2805 の部分を含むものと考えて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	その他		敷地内で、建設可能範囲以外の部分について、植栽を設けることは可能か。床仕上を変更することは可能か。	建設可能範囲以外の施工は不可です。 床仕上げについては歩道橋管理者との協議によります。
140	別添資料 2		敷地範囲かつ青ハッチ外の階段踊り場部分の床について、 ・計画に合わせて、一旦撤去→延長部分と合わせて復旧することは可能でしょうか？ ・延長部分と揃える程度の高さの変更は可能でしょうか？ ・仕上げ等を変更することは可能でしょうか？	床の仕上げ（タイル等）についての撤去復旧は可能ですが歩道橋の床デッキの撤去・延長は不可です。 床仕上げ部分の材質の変更は歩道橋管理者との協議によります。
141	別添資料 4	建設可能範囲	敷地において、建設可能範囲以外の箇所は、提案する場合、建築ではない歩道やストリートファニチャーなどの提案は可能か。	（回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 22 をご参照ください。）

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
142	別添資料 2	第 4 設計条件	床拡張可能範囲、建設可能範囲以外の敷地内は、塀や段差等の外構計画は可能か。	建設可能範囲以外の敷地内の外構については、段差解消及び床拡張範囲内の転落防止対策については可能です。
143	実施要領 P7	4. 留意事項	敷地に隣接する、リバーウォークに続く階段も提案に含めることは可能でしょうか。	階段は含みません。
144	実施要領 及び 別添資料 3	P6 第 4、 2 設 計 与 条 件	「階数：平屋」について、地上 1 地下 1 として、遊歩道 OP+2.35 レベルを活用し、敷地範囲内に地下を設ける案は可能でしょうか？	不可です。
【インフラ接続等】				
145	別添資料 3	全体一般図	積算で給排水の見込むべき範囲を確認するため、既存の給排水接続位置が分かる資料はあるか。	(回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 31 をご参照ください。)
146	別添資料 2	排水 給水 電気	インフラ条件がわかりませんので教えてください。 排水：青いハッチの建物可能範囲から南側のマンホールですか？ 電気：青いハッチの建物可能範囲から南側のマンホールですか？ 給水：どこからとればいいですか？	
147	参考資料 について		給排水設備に関して、本管や引込み、既存配管等の位置が分かる資料をいただけますでしょうか。	
148	別添資料 2	資料 2②	トイレの給排水の配管ルートをご提示いただきたい。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
149	敷地案内	給排水について 計画建物の床	給排水の接続位置と高さ、径、材質等の資料 既存ハツリはどの程度良いですか。(給排水管 等で)	(回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 31 をご参照く ださい。)
150	別添資料 2	敷地案内図	現地敷地の設備配管の状況が分かる資料のご 提供は可能でしょうか。	
151	その他		上下水道、電源の引出し位置がわかる資料を 頂くことはできないでしょうか。	(回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 33 をご参照く ださい。)
152		電気	取り出し位置等の資料	質問内容が不明確なため回答することができません。
【設計条件・留意事項等】				
153	実施要領 P6	3 所要機能	「手洗い 各ブース 1 器」というのは、大便 器ブースのことを指していますか。それとも 男性用、女性用、だれでもトイレのそれぞ れのスペースのことをブースとして指してい ますか。	(回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 43 をご参照く ださい。)
	実施要領 P6	第 4、3 所要 機能、・手洗 い	各ブース 1 器と記載がありますが、女子トイ レエリアに 1 器、男子トイレエリアに 1 器、 だれでもトイレに 1 器、最低必要という意味 でよろしいでしょうか？	
	実施要領 P6	第 4 3 所要機能	手洗いは「各ブースに 1 器」とありますが、 男性用、女性用、だれでもトイレそれぞれに 1 器という理解でよろしいでしょうか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
153	実施要領 P6	第 4、3	手洗いは各ブース 1 器とありますが、男性用トイレに 1 器、女性用トイレに 1 器、だれでもトイレに 1 器ということでしょうか。もしくは大便器ブースごとに 1 器（男性用 1 器、女性用 2 器、だれでもトイレ 1 器）ということでしょうか。	（回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 43 をご参照ください。）
	実施要領 P6	第 4 3 所要機能	衛生器具の数について、手洗いは男性用 1 器、女性用 2 器ということで宜しいでしょうか。また、掃除具入れの数はトイレ全体で 1 基ということで宜しいでしょうか。	（回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 43 をご参照ください。） 掃除用具入れについては、お見込みのとおりです。
154	実施要領 P6	第 4、3 所要機能 男性用大便器 女性用大便器	男女大便器は、洋便器（和便器は不要）でよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
155	実施要領 P6	第 4 3 所要機能	大便器は暖房便座付、小便器と手洗いは自動水栓で宜しいでしょうか。	今回のトイレは使用頻度が高く機能的、衛生的に問題がないような計画を提案していただければ制限はありません。
156	実施要領 P6	第 4、3 所要機能	コンポストトイレは可能でしょうか。	
157	実施要領 P6	第 4、3	だれでもトイレについて、車いすも使用可能な仕様とする必要があるでしょうか。またベビーチェアやベビーベッドの設置は必要でしょうか。	「大阪府福祉のまちづくり条例」における建築物等の整備指針に基づくものとします。
158	実施要領 P6	第 4、3 所要機能 ・だれでもトイレ	だれでもトイレは、車いすの回転半径φ150cm 以上が必要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
159	実施要領 P6	第 4、2	トイレは24時間使用と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
160	実施要項 P7	第 5 手続き 3. 所用機能	ペーパーホルダーなどの必要な器具・備品、照明器具や換気機器、警報機器などの機能に対する条件はあるか。	実用性や必要に応じた設置を行っていただきます。機能等の条件はありません。
161	実施要領	P16 維持管理	維持管理についてご教示いただきたいのですが、大阪市の環境局 事業部 事業管理課の方が清掃等管理すると思われるのですが、どのような頻度等、清掃計画はあるでしょうか。	清掃の頻度については、1日/4回です。
162	実施要項		トイレ設置後の管理は、どのようになりますか。(掃除頻度 等)	
163	実施要領 P7	第 4 4 留意事項	屋根上に警察官が誘導指導するスペースが要とのことですが、どのくらいの使用頻度でしょうか。	(回答書 Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号 50 をご参照ください。)
	実施要綱 P7	4 留意点	警察官が屋根上にのり、誘導指導を行う頻度はどれくらい想定されていますでしょうか。	
	実施要領 P7	4 留意事項	「警察官が誘導指導するスペース」について、誘導の内容、頻度や時間帯を教えてください。	
164	実施要項 P7	第 4 設計条件 4. 留意事項	屋根上の人が 1 人乗ることのできるスペースに求められる、面積の指定や手すりの有無、昇降のための階段や梯子などの設計条件はあるか。	(回答書 Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号 48 をご参照ください。)

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
164	実施要領 P7	第 4 4	屋根上に人が一人乗れる平場の設置に関して、そのための昇降設備（タラップ）などは必要でしょうか。	（回答書 Vo1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 48 をご参照ください。）
	実施要項 P7	留意事項	屋根上の平場への動線は、常設の必要がありますか。（例えば、利用時は梯子を出してきて登るなどは可能か）	
	実施要領 P7	第 4、 4 留意事項	「屋根上に人が一人乗れる平場～」警察官の昇降は、はしご等の可動物ということではよろしいでしょうか？タラップの有無などの条件は有りますでしょうか？	
		第 4 設計条件	屋根上に警察官が上がる場合、どのような方法で上るか。また、建築的に上りやすいような配慮は必要か。	
	実施要領 P7	, 4 留意事項	「屋根上に人が一人乗れる平場」とありますが、具体的な必要面積、半径等あるでしょうか、あわせて落下防止の手摺等は必要でしょうか。また平場にはタラップ等で登ることを想定すればよろしいでしょうか。	
	実施要領 P 7	第 4 設計条件 4 留意事項	屋根上に人が一人乗れる平場を設けられるよう配慮するとありますが、その昇降についての器具（タラップやハッチなど）の設置まで想定されていますか。屋根上のスペースの確保のみで昇降方法については不問と考えてよいでしょうか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
165	実施要領 P7	第4 4	屋根上に人が一人乗れる平場の設置とありますが、P6 2 の設計と条件で最高の高さ 3.5m とありますので、落下防止のための手摺等は不要と考えてよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号48をご参照ください。)
	実施要領 P7	第4設計条件 4 留意事項	「一人が登れる平場」とあるが、想定面積はありますでしょうか。また、屋上部の手すりが必要でしょうか。	
166	実施要領 P7	第4 4 留意事項	屋根上に警察官が誘導指導するスペースについて。もし、年に1～2回程度の利用頻度であれば、高さ3.5m以下の建物なので脚立を持ってきて屋根に上る、という利用方法でもよさそうですが、固定タラップが必要でしょうか。もしくは階段が必要でしょうか。	
	要綱	4. 留意事項	屋根上に警察官の誘導スペースを設ける配慮とありますが、そこへのアクセス（階段、梯子など）も合わせて設ける必要がありますか？	
167	実施要領 P6	第4 2 設計と条件	「最高の高さを 3.5m とする」とのことですが、警察官誘導スペースを設ける際の安全手摺が要りませんか。その高さも含んで3.5m でしょうか。それとも背面隣地の屋外広告物への視認性に配慮されていれば、その限りでないと考えればよろしいでしょうか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
168	実施要領 P6	第 4、2 設計と条件	建築物の高さの制限として 3.5m と記載がありますが、屋根上の平場に手すりを設けた場合、手すりを含んで 3.5m 以内でしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 48 をご参照ください。)
169	第 4 設計 条件	2 設計と条件 4 留意事項	最高の高さ 3.5m の設計条件に対して、屋上に人が一人乗れる平場ですが、安全対策上の手すりを緊急時で考えた場合、緊急時の手すり設置は、最高の高さ 3.5m の対象外扱いで設計条件をとらえても考え方に問題ありませんか？	
170	実施要綱 P6	2. 設計と条件	建築物の高さの制限(最高の高さ 3.5m)について ・部分的な塔屋も含めた制限でしょうか。 ・手すり/タラップ等も最高の高さに含まれるでしょうか。	
171	その他		工事期間中に利用できる電気、水道はあるでしょうか。	工事期間中は別途仮設による引き込み等が必要です。
172	実施要領	P6 第 4 設計 条件 2 設計 と条件	工事/搬入が不可能な時間帯があればご教示ください。	工事施工可能時間は午前 1 時から午前 8 時までとなっておりますので、それ以外の時間帯は不可となります。
173	実施要領 P7	第 5	施工は夜間のみとありますが、具体的な時間設定があればお教えください。また、土日の施工は可能でしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 55 をご参照ください。) 作業曜日については関係機関等との協議によりますが、労働基準法の順守は必要です。
	実施要領	第 4 の 5	施工可能時間は何時から何時までか。また、祝日・日曜・土曜は工事可能かどうか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
173	実施要領 P7	第 4 5 その他 の条件	施工は夜間のみ、ということですが、何時から何時まで施工可能でしょうか。	(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 55 をご参照ください。)
174	実施要領 P7	第 5	夜間工事における工事車両の搬入については、通行者の安全確保の他、特に注意すべきことはあるでしょうか。	通行者等の安全対策のほか、南側ビルの出入口の動線等については配慮が必要です。
175	実施要項 P7	第 4 設計条件 5. その他の条件	夜間にコンクリートの打設工事を行うことは可能か。	可能です。
176	実施要領 P6	第 4-2 設計と条件	予定工事費には、既設トイレ撤去等及び付近工作物の撤去、移設費用も含まれますか。	含まれます。(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 24 をご参照ください。)
	実施要領 P6	第 4 2 設計余条件	予定工事費には既存トイレ撤去費用も含まれますでしょうか。	
177	実施要領 P7	第 4 4	高欄の撤去、ミナミの鐘移設、床の拡張に関わる費用は、予定工事費とは別途と考えてもよろしいでしょうか。	予定工事費に含みます。
178	実施要領	P14 第 6、3 設計業務の契約について (2) エ	「計画予定地に現存する既存公衆トイレの一部撤去及びその補修」とありますが、敷地北西部階段につながる手すり等工作物の敷地内の部分は撤去新設可能でしょうか。 また隣地建物に面するフェンス及び道路側に面するバリカーは撤去可能でしょうか。	・手すり等工作物 (回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 18 をご参照ください。) ・フェンスは撤去予定です。 ・バリカーの移動は可能ですが、建設局との協議が必要となります。
179	その他		道頓堀川の水を有効的に利用することは可能でしょうか。	不可です。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
180	実施要領 P6	第 4 2	「準耐火建築物相当」とありますが、準耐火建築物に相当する性能があればよいということでしょうか。	建築基準法の規定によるため、計画において提案して下さい。
181	実施要領 P6	第 4 2	「外壁仕上げは不燃性能を有するもの」とありますが、不燃材料に相当する性能があればよいということでしょうか。	
182	実施要領 P6	第 4 2	外観の色彩において、自然素材は彩度条件から除かれていますが、自然素材を表現した人工的造作物や印刷も同様の扱いになるという認識でよろしいでしょうか。	自然素材については彩度条件から除外されますが、再現したものについては彩度条件の対象となります。
183	実施要項 P6	第 4、2 設計 与条件	「歩行者や自動車などの～設置は不可とする。」と記載がありますが、時計やデジタルビジョンがどのように妨げとなるのかご教授頂けますでしょうか。	建築基準法第 44 条第 1 における道路内建築物であるため、「大阪市道路占用許可基準」内「点滅しないものであり、かつ、静止しているものであること」の規定によります。
【設計提案書等】				
184	実施要領	P9 第 5 手続き 2 第 1 次 審査について (1) ア	①～⑦以外の内容（内観パース等）を、設計提案書に記載することは可能でしょうか。	内観パースに関する規定は設けていませんので提案書の記載は可能です。
	実施要領	第 5 2(1)①	内観パースは提出可能であるか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
185	実施要領 P10	ア 設計提案書の作成について	「外観パース 2 点まで」と指定されていますが、3 点以上は不可という理解でよろしいでしょうか。また外観パース以外のものであれば提出可能ということで理解してよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 57 をご参照ください。
186	実施要領 P9	第 5 1(3)カ② 設計実績説明書	外観パースは 2 点までとのことですが、内観パースに制限はありますでしょうか。	(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 58 をご参照ください。
	実施要領	P10、2、(1)、⑤	外観パースは 2 点まで表現可能とあるが、内観パースは何点まで表現可能か？	
187	実施要領 P9, 10	(1)設計提案書の作成について	「表現方法は自由」とありますが、例えば「②設計の基本的な考え方」を補足する図として、概念図や内観パースの表現や、⑤で 2 点までとなっている外観パースを追加で表現しても問題ないでしょうか。	(回答書 Vol.1 11 月 4 日公開) の質問番号 57・58 をご参照ください。
188	実施要領	第 5 の 2 イ	設計提案書正本、1 部作成するものに対して、「一枚ずつ」貼付け、とはどういう意味か。	A1 サイズで（分割せずに）1 枚でとお考え下さい。
189	実施要領	P10、2、(1)、⑦	概算工事費及び算定根拠の記載について A1 の設計提案書に記載の際は、見本の概算書にある項目単位を参考に記載すればいいか？ この項目単位で記載する事で、算定根拠を記載しているという事になるのか？	お見込みのとおりです。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
190	別紙 1	概算書	工事費概算は別紙 1 を利用してよろしいか。 また、内訳は別紙 1 の内容でよろしいか。	お見込みのとおりです。
191	募集要項	P10 2 (1) ア⑦	算定根拠とは数量根拠又は単価根拠まで必要か。	数量根拠または単価根拠までの提出の必要はありません。
【1 次審査・2 次審査プレゼンテーション】				
192	実施要領 P11	3 第 2 審査について	公開プレゼンテーションに模型の持参は可能でしょうか。	プレゼンテーションは PDF データを用いてプロジェクターによるスクリーン投影によるものです。設計提案書以外の追加資料・補足資料のスクリーン投影や資料の持参はできません。
	実施要領 P12	第 5、3、(2)、 ア、①	設計提案書に模型写真を掲載した場合、プレゼンテーション時に模型を持ち込むことは可能でしょうか。	
193	実施要領 P11	第 5、2、(2)	各評価視点の具体的な配点はありますでしょうか。	第 1 次審査、第 2 次審査は各評価視点において総合的に審査します。
【追加資料要求等】				
194	別添資料 1, 2, 3		各別添資料に掲載されている図面の CAD データはございますでしょうか。ある場合、CAD データを提供いただけますでしょうか。	CAD データの配布はございません。
	別添資料 1 別添資料 3		cad データの配布は可能でしょうか。	
	その他		敷地の CAD データ提供はあるか？	
	別添資料 2		敷地図の CAD データを提供頂くことは可能ですか？	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
194	別添資料 2	敷地案内図	この資料の CAD データを頂くことはできないでしょうか。	CAD データの配布はございません。 GL 等高さ関係のわかる図面につきましては、回答書 Vol. 1 の公開時（11 月 4 日）に追加資料を提供しております。
	別添資料 2 敷地案内図	提供資料	図面の CAD データをご提供頂けないでしょうか。	
195	別添資料 4	敷地案内図	CAD データはいただけますか？ また、GL 等高さ関係のわかる図面はありますでしょうか？	
196	別添資料 2		この資料の CAD データを配布していただくことは可能でしょうか。また、敷地および周辺の断面の CAD データをいただくことは可能でしょうか。	
197	別添資料 1 別添資料 2	配置図 敷地案内図	該当図面の DXF データを頂くことは可能でしょうか。	DXF データの配布はございません。
198	別添資料 3	全体一般図	基礎形式を検討する上で必要な支持地盤に関する資料はあるか。	添付資料のみの提供となります。
199	実施要領 P. 6	第 4 1 敷地条件	建設可能範囲の地盤情報、ボーリングデータを提供いただけますでしょうか。	
200	別添資料 3		建設可能範囲の地盤状況をご教授ください。	建築可能範囲の地盤データはありませんので耐荷重等設計条件については計画案として提案して下さい。
201	別添資料 2、3		建設可能範囲の地盤データもしくは耐荷重をご教示ください。また、橋の地下構造体は干渉しないものと考えてよろしいでしょうか？	建築可能範囲の地盤データはありませんので耐荷重等設計条件については計画案として提案して下さい。 橋の地下構造体とは干渉しないものと想定しています。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
202	資料 3		敷地内の地盤及び擁壁の状況を教えていただけますでしょうか。	建築可能範囲内の地盤データ及び既存擁壁に関する資料はありません。
203	資料 2	親柱、ミナミの鐘	図面上、親柱やミナミの鐘の高さの情報はありますでしょうか。	回答書 Vol. 1 の公開時（11 月 4 日）に追加資料を提供しております。
	敷地案内	親柱	親柱の高さを知りたい。	
	別添資料 1 に関連して	親柱の詳細情報について	親柱の高さなど、立面図などにも記載してある寸法詳細の情報を要求致します。提案構造物をどれぐらい近くまで作れるかどうか検討したいです。	
204	その他		隣地建物の図面等ご提供いただける情報はございますでしょうか。	添付資料のみの提供となります。
205	別添資料 3	戎橋全体一般図	本工事により少なからず周辺に構造的な影響が及ぶと考えられます。 構造の安全性確認のため、周辺建物や擁壁等があればそれらの構造図や構造計算書のご提供は可能でしょうか？ もしくは以前同じ場所に建っていたトイレの構造図や構造計算書、あるいは施工図等のご提供は可能でしょうか？	
206	実施要領 P6	第 4 1 敷地条件	当該敷地内にありました旧トイレの平面図、断面図を提供いただけますでしょうか。	
207	実施要領 P6	第 4 3 所要機能	現在のトイレの仕様を教えてください。	「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいた仕様となります。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回答
208	実施要領 P14	第 6-3 設計業務 の契約に ついて	(2)エ「本業務委託と一連の業務」に「既存公衆トイレの一部撤去及びその補修に関する設計業務についても本委託に含みます。」とありますが、既設トイレの存置する部分がありましたら、ご教示ください。既存公衆トイレ他、関連施設・設備の既存図、敷地測量図又は CAD データはございますか。設計業務では、これらの図書・データは貸与されるものと見込んでよろしいか。	既設トイレの存置する部分はありませんが、撤去により隣接ビルの補修が生じるためその部分の設計業務が生じます。実施設計業務委託の際には既設トイレの既存図の提供は可能ですが隣接建物の図面等はございません。 (回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 24 をご参照ください。) あわせて、追加資料 3 を提供いたします。
【設計実績説明書について】				
209	様式 3	設計実績説明書	新增築にかかる過去 3 年以内の実績とありますが、リノベーションなどの改修工事などで弊社がデザイン、設計監理を行った事例は実績としてもよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 66 をご参照ください。)
	実施要領	P 20 様式 3 設計者説明	設計業務の対象が新增築とありますが、改修は含まれないでしょうか？	
210	実施要領	第 5 の 1 カ ②	増築を含まない改築のみの設計は設計実績に含まれないのか。	
211	実施要綱 P9	オ. 提出書類 及び提出部 数	設計実績説明書について・施工前の物件であっても実施設計が完了した物件は記載可能でしょうか。 ・ページ枚数は増やしても良いでしょうか。	(回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 66・72 をご参照ください。)

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
212	様式 3	設計実績説明書	・担当プロジェクトの規模が大きいため、三年以内の実績はありません。3 年以上前完成プロジェクトを参考にご提示してもよろしいでしょうか。 ・あるいは、所属事務所の実績を提示してもよろしいでしょうか。 ・あるいは、複数人の共同応募者の合計で三件の提示としてもよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 66 をご参照ください。) 共同応募の場合は、各参加者の実績の合計 3 件の提示を行っていただくことも可能です。
213	実施要領 P9	第 5、1、(3) カ 作成にあたっての留意事項	設計実績説明書の過去 3 年以内の設計業務の実績について、「設計業務が完了している物件」は設計業務完了後 3 年以内の物件で、竣工後 3 年以内の物件は含まれないのでしょうか。また、設計実績説明書 1 枚につき 1 物件の認識でよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 66・72 をご参照ください。)
214	実施要領 P9	第 5、1 実施要領の交付及び参加表明、(3) カ② 設計実績説明書	設計実績は「新增築にかかる」ものとありますが、会場構成の実績も含めてよろしいでしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 66 をご参照ください。)
215	実施要領 P 20 様式 3	設計者説明	過去 3 年間以内とは、いつからカウントするのか？令和元年 1 月 1 日からと考えて良いのか？	
216	実施要領 P9	第 5、1、(3)、カ、②	実績の建物の規模、用途は特に指定はなしでしょうか。	規模、用途の制限はありません。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
217	実施要領 P9	第5 手続き 1 (3) カ ②	設計実績説明書【様式3】において、代表者の所属する一級建築士事務所で過去3年以内の新增築に関する実績がない場合どのような扱いになりますか。改修については実績に含まれますか。	(回答書 Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号66・69をご参照ください。)
218	実施要領	P9 第5、 1(3)カ② 設計実績説明書	新增築にかかる過去3年以内の設計業務の実績を3件記載してください、と記載があり、以下3点質問です。①実績は元請けでなく業務委託でもよろしいでしょうか？②実績は改修案件でもよろしいでしょうか？③実績は3件記載しなくてもよろしいでしょうか？	①お見込みのとおりです。 ②・③(回答書 Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号66・69をご参照ください。)
219	実施要領 P9	第5、 1 (3) カ②	「設計業務の実績を3件記載」とありますが、必ず3件必要でしょうか。1件、又は2件でも可能でしょうか。 また、改修にかかる設計業務は対象外でしょうか。	(回答書Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号66・69をご参照ください。)
220	様式3	設計業務の実績について	新增築にかかる過去3年以内の設計業務の実績を3件とのことですが、改修業務も設計実績に含んでよいでしょうか。また、3件以内と考えてよいでしょうか。	
221	実施要領	第3-1 参加資格 【様式3】 設計実績説明書	参加資格には参加資格となる建築物に関する記載がないので、事務所を開設したばかりで設計実績が無い、もしくは3件以下の場合においても参加が可能ということでしょうか。また、設計実績説明書の参加資格となる建築物の概要に実績を記入する場合は、用途規模改修等の制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	(回答書Vol.1 〈11月4日公開〉の質問番号69をご参照ください。) 実績の記載については新築・増築に限りますが、用途・規模の制限はありません。

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
222	実施要領 P9	第 5、1 実施要領の交付及び参加表明、(3)カ②設計実績説明書	設計実績は、3 件の提出が必須でしょうか。3 件未満の提出では認められないでしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 69 をご参照ください。)
	実施要領 P9	第 5 1(3)カ②設計実績説明書	過去 3 年以内の設計業務の実績について、3 件未満でもよろしいでしょうか。	
223	実施要領 P9	第 5、1、(3)、カ、②	実績は 3 つなくても参加可能でしょうか。(1 つもしくは、全く無くても可能ですか)	
224	実施要領 P9、P20	第 5、1 カ、①設計実績説明書	設計業務の実績は、前職で設計した参加者個人の実績（参加者の事務所の実績ではない）でもよろしいでしょうか。 又、「証明する書類の写し」は、設計担当者名を記載した図面の写しでもよろしいでしょうか。ご教示ください。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 70 をご参照ください。)
	実施要領 P9	第 5、1、(3)、カ、②	前職での実績は認められますでしょうか。	
225	様式 3	P10 2 (1) ア	実績を証明する書類は確認申請書の写しでも良いか。	可能です。あわせて（回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 70 をご参照ください。)
226	実施要領 P9	第 5、1、(3)、カ、②	実績を説明する資料はどういったものでしょうか。	(回答書 Vol.1.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 70 をご参照ください。)

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
227	実施要領 P9	第 5, 1 (3) カ②	設計業務実績の内容は第 1 次審査及び第 2 次審査において、評価の対象となるのでしょうか。	(回答書Vol.1 (11月4日公開) の質問番号71をご参照ください。)
	実施要領	P11 第 5、 2(2) 第 1 次 審査の評価 視点	第 1 次審査の評価視点に設計実績や設計体制は含まれておりませんが、設計提案書の内容のみで評価するという理解でよろしいでしょうか？	
	実施要領	第 5-2(2) 第 1 次審査の 評価視点 第 5-3(3) 第 2 次審査 の評価視点	第 1 次審査の評価視点及び第 2 次審査の評価視点に設計実績がないため、設計実績に関する評価は行わないと考えてよろしいでしょうか。	
228	様式3	設計実績説明書	施主との直接的な設計契約ではなく、元請けの別事業者（コンサルやハウスメーカーなど）が施主と契約を行い、そのプロジェクトの中で弊社がデザイン、設計業務をすべて行った案件の場合、施主との設計契約書が無い場合、重要事項説明書や法 24 条の 8 の規定に基づいた書面で実績を証明してもよろしいでしょうか。（設計業務に従事する建築士として弊社の記載、施主の署名捺印あり）	(回答書Vol.1 (11月4日公開) の質問番号80をご参照ください。)
229	実施要領 P9	第 5 1 実施要領 の交付及び 参加表明 (3) ②	設計業務の実績ですが、元請け設計事務所からの再委託によるものも対象になるのでしょうか。	

番号	該当資料名	該当項目	質疑内容	回 答
230	実施要領 P9	第 5, 1 (3) カ②	提出する設計業務実績の契約以降に、登録する建築士事務所の都道府県の変更を行ったため、今回応募時と設計業務実績の契約時で建築士事務所登録を行っている都道府県及び事務所登録番号が異なっております。この場合、契約時の都道府県での登録番号等が把握できる書類を追加で添付する形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
231	実施要領 P9	第 5, 1 (3) カ②	実績を証明する書類として、(口頭契約のため) 契約書の写しがない場合、応募する設計者名と事務所登録番号・建築主名・住所等が把握できる確認申請書や委任状の写し(建築主及び確認検査機関の押印あり)を添付する形でよろしいでしょうか。	可能です。
232	実施要領	P9 カ ②	設計実績説明書に関して、3 件の実績は様式 3 を 3 枚作成と言う意味でしょうか。	お見込みのとおりです。
233	実施要領	P9、カ、②	設計実績説明書について、様式 3 では、実績の証明のために、契約書などの添付が必要とある。共同設計ではあるが、契約書上は名前の記載のない場合、共同設計者からの共同設計者であることを証明する申立書をさらに添付することで条件を満たす事は可能か？	可能です。
234	実施要領	P 20 様式 3 設計者説明	設計契約を交わしている(基本設計段階途中であるがパース等はある)が、その後施主側の都合でプロジェクトが頓挫した場合は、実績には含まれないのか？	業務として完了しているものが対象ですので、頓挫しているものの設計業務が完了しているものであれば認められます。

番号	該当 資料名	該当項目	質疑内容	回 答
235	実施要領	P20 様式 3 設計者説明	設計業務とあるが、基本計画業務（パース等あり）は含まれないのか？	設計業務の実績における設計業務とは、基本設計又は実施設計になります。基本計画業務が該当するものであれば、設計業務の実績として認められます。
236	様式 3	設計実績説明書	設計実績は所属建築士として従事した前職のものを記載することは可能でしょうか？その場合上記実績を証明する書類として確認済証の写しに応募者の名前が記載をされていること、もしくは過去に所属した事務所からの任意書式の確認書を持って証明に変えることは可能でしょうか？	可能です。
【設計業務・業務委託契約等】				
237	実施要領 P14	第 6 3 (2) ア	実施する業務には確認申請業務は含まれますか。	含まれます。
238	実施要領 P15	第 6 3 (3)	「契約を行わない場合がある」という記載がありますが、建替工事を実施しない場合があるということでしょうか。	予算措置の状況によります。
239	実施要領 P14	第 6 3 (2) イ	履行期間が契約日から令和 6 年 2 月 15 日とございますが、これは基本デザインや建築・設備設計の完了までと考えてよろしいでしょうか。確認申請が含まれる場合は確認申請業務の完了までと考えればよろしいでしょうか。	建築・設備設計のほか積算業務及び建物建設における確認申請業務や必要な関係協議先への申請業務も含まれます。
240	実施要領 P14	第 6 3 (2)	履行期間中の協議の場については、オンライン形式の併用も可能でしょうか。	業務委託締結をしている発注者と受注者との間の協議においては可能です。
241	実施要領 P7	第 5	本施設の施工は夜間のみとございますが、工事監理業務を別契約で委託された場合、工事監理業務も夜間と考えてよろしいでしょうか？	工事の施工上（コンクリートの受入検査等）の必要に応じて夜間についても監理業務が発生します。

番号	該当 資料名	該当項目	質疑内容	回 答
242	実施要領	第 6 の 3 (2)エ	設計業務の契約について、現存する既存公衆トイレの一部撤去及びその補修に関する設計業務についても本委託に含みます、とあるが、既存公衆トイレは撤去済みのため業務に含まないと考えればよいか。	(回答書 Vol.1 〈11 月 4 日公開〉の質問番号 24 をご参照ください。)
243	実施要項 P14	設計業務の 契約につい て	案が選出された場合、施工業者の指定はありますか。協力者である事業者への依頼は可能ですか。	施工業者は、大阪市発注による制限付一般競争入札となります。